

海外経済要録

米州諸国

△米国、公定歩合を引下げ

米国連邦準備制度理事会は11月19日、セントルイス連銀を除く11連銀が公定歩合を5.5%から5.25%に引下げ、22日から実施することを承認した旨発表した(なお11月26日にはセントルイス連銀による同率の追随引下げ<即日実施>を承認)。今次引下げは、本年1月16日の引下げ発表(6.0→5.5%、19日実施)以来10か月ぶりのものである。

今次引下げ措置の趣旨につき同理事会は、「最近の市場短期金利水準との均衡を図ることを意図したものである」と説明している。

△米国連邦準備制度理事会、一部定期預金に対する金利規制を緩和

連邦準備制度理事会は11月8日、自家営業者年金勘定(Keogh plan retirement accounts)(注1)として加盟銀行に預入された定期預金に対する付利等の特例に関し、レギュレーションQを改正し、即日実施すると発表した。今次改正は自家営業者年金勘定に対して金融面からの優遇措置を強化したものであり、その概要は次のとおり。

(1) 残高が1,000ドル未満であっても、期間4年以上6年未満のものに対しては7.25%、6年以上のものに対しては7.5%までの付利を認める(注2)。

(2) 同預金勘定の保有者が59歳6ヶ月以上あるいは身障者である場合には、満期前解約のペナルティー(注3)を免除することができる。

(注1) 「自家営業者年金勘定(Keogh plan retirement accounts)」とは、「1962年自家営業者年金法(Self-Employed Individuals Tax Retirement Act of 1962)」に基づき、税制面の優遇措置を講ずることにより、自家営業者の年金貯蓄を奨励するために設けられた勘定である。同勘定に対してはその年間預入額全額が連邦所得税の課税控除対象となるという特典が与えられているが、年収の15%あるいは7,500ドルのいずれか低い額が預入限度と定められている。

(注2) 従来は、1,000ドル未満の自家営業者年金勘定の預金は他の預金と同様、期間4年以上のものであっても上限金利は6.5%と定められていた。

(注3) 定期預金の満期前解約に対しては、通常3ヶ月相当分の利息がペナルティーとして受取利息から差引かれる。

△カナダ、公定歩合を引下げ

カナダ銀行は11月19日、公定歩合を9.5%から9.0%に

引下げ、11月22日から実施する旨発表した。カナダの公定歩合変更は本年3月8日の引上げ実施(9.0→9.5%)以来約8か月ぶりのものである。

今次公定歩合引下げ措置に関し、ブイ・カナダ銀行総裁は、11月19日次のような談話を発表した。

「今回の措置は、最近のカナダ経済におけるインフレの鎮静化傾向とマネーサプライの増勢鈍化にかんがみて実施されたものである。すなわち、カナダのマネーサプライ($M_1 = \text{現金通貨} + \text{要求払預金}$)は、夏場を通じてカナダ銀行の増加目標値(76年2~4月平均残をベースにした年率増加率、8~12%)の下限近辺にとどまったあと、さらに10月には下限である8%ラインをかなり下回るに至っている。今回の公定歩合を含む短期金利の引下げもあって、マネーサプライの伸び率が目標範囲にまで上昇することが期待されよう。また、最近の総需要、生産および雇用の状況からみても、今回の措置は適切なものと確信している。」

なお、カナダ銀行としては、今後ともマネーサプライの伸び率をモダレートな範囲に誘導するため、金利水準を適宜調節する意向であることを再度強調しておきたい。」

欧洲諸国

△英蘭銀行、特別預金預入日を延期

1. 英蘭銀行は11月5日、さる10月7日に決定した特別預金預入率引上げ(11月号「要録」参照)に関し、その第2次預入日(預入額約350百万ポンド)を当初予定の11月15日から12月14日に延期する旨発表した。

2. 本措置に関し同行では、「このところ国債の売行きが極めて好調(注)で、すでに相当規模の国債消化がみられており、ここで予定通り特別預金の第2次預入を実施すれば、銀行部門の流動性準備を必要以上に圧迫し、さらに短期市場金利の必要以上の高騰を招く懸念がある」とその背景を説明している。

(注) 英蘭銀行は、国債の売行き好調を背景に11月5日、期間20年、表面利率15.25%、発行価格額面比97.50%(償還利回り15.66%)の長期国債6億ポンド、および期間6年、表面利率14%、発行価格額面比98.25%(償還利回り14.49%)の中期国債6億ポンドを発行する旨発表した。

△英國、金融引締め強化および為替管理強化措置を発表

1. 英蘭銀行は11月18日、以下の諸措置を発表した。

(1) 増加率ベースによる特別預金制度(Supplementary Special Deposits scheme)の再発動(注)

全銀行(北アイルランド系銀行を除く)および割賦販売金融会社は、特別預金制度対象債務のうち利付債務

(interest-bearing resources)の増加率が下記イ、ロ、の要領により定める基準増加率を超過した場合、下記ハ、の要領により無利息の特別預金の英蘭銀行への預入を義務づけられる(ただし、利付債務残高の3か月平均額が5百万ポンド未満の金融機関は対象外とする)。

(注) 本措置は1975年2月28日以降停止されていたもの(50年3月号「要録」参照)。

イ. 預入義務は1977年2月、3月、4月、の計数報告日(原則として各月の第3水曜日)現在残高の平均が下記ロ、の基準額に比し3%超となった場合に初めて生じる(預入を行う月は5月)。その後、3月、4月、5月の同残高平均および4月、5月、6月の同残高平均についてはそれぞれの残高平均がおのおのの基準額に比し3.5%超、4.0%超となった場合に預入義務(預入を行う月はそれぞれ6月、7月)が生じる。(上記の3%、3.5%、4%の比率を各々の期間における「基準増加率」という)。なおその後の基準増加率については今後検討する。

ロ. 基準増加率を算定する際の基準額は、76年8月、9月、10月の銀行計数報告日現在残高の平均額(注)とする。

(注) 当初5百万ポンド未満の金融機関の利付債務残高3か月平均が5百万ポンドを超えた場合には、上記ロによる基準額か、あるいは下式により算定される値(X)のいずれか高い方が基準額とする。

$$X \times (100 + \text{基準増加率} < \text{上記イ、参考} >) = 5 \text{百万ポンド}$$

$$\text{よって } X = 5 \text{百万ポンド} \times \frac{100}{100 + \text{基準増加率} < \text{上記イ、参考} >}$$

例えば、利付債務残高が77年2月、3月、4月平均額で初めて五百万ポンドに達した場合、基準増加率は上記イのとおり3%であるので、

$$X = 5,000,000 \times \frac{100}{103} = 4,854,369(\text{ポンド})$$

となる。従って上記Xないしは、76年8、9、10月の銀行計数報告日現在残高の平均額のどちらか高い方が基準額となる。

ハ. 特別預金預入率は、対象利付債務の増加率が上記イの基準増加率を超過した程度に応じて累進的に高めることとし、基準増加率を超過した部分が3%以下の場合5%、3%超5%以下の場合25%、および5%超の場合50%の預入率とする。

なお、本措置の再発動の背景について同行は、「10月の銀行の対民間部門貸出が前月に統いて急速な増勢を示しているために、一層の引締め措置が必要になったもの」と説明している。

(2) 貸出の質的指導

銀行および割賦販売金融会社は、製造業向け運転・設備資金の供給ならびに輸出促進、輸入抑制に資する資金供給の円滑化などを内容とする7月22日付通達(8月号「要録」参照)を遵守すること。同時にアクセプ

タンス信用(acceptance credit facilities)の供与に当ても同様に上記通達を遵守すること。

2. 大蔵省は同日、以下のような為替管理の強化を行い、11月19日より実施する旨発表した。

英国の銀行が海外スターリング地域諸国間あるいは同地域国と同地域以外の非指定地域国(注)(non-Scheduled Territories)との間における貿易取引に対しポンド融資を行うこと、および英國企業(UK merchants)が非指定地域諸国間の貿易取引に伴い指定地域外居住者に対しポンドにより代金決済を行うことを禁止する。

ただし、経過措置として19日以降1か月間は、銀行が上記取引について既存クレジット・ラインの範囲内でポンド融資を行うこと、および英國企業が上記のような取引すでに契約済のものに対しポンドにより代金決済を行うことを認める。これらの場合、英蘭銀行の事前認可(prior permission)を必要とする。

(注) 指定地域とは英國(United Kingdom、ただしマン島および海峡諸島を含む)、アイルランド共和国およびシップラルタル。

なお本措置に関し大蔵省では、「これまで融資されてきた資金が返済される結果、向う数か月間に外貨の一時的かつ多額の流入が生じ、また、今後ポンドに対する投機売り圧力は弱まりポンド相場防衛に役立つことになる」と述べている。

◇英蘭銀行、衣料品産業の実情調査を実施

英蘭銀行は11月25日、衣料品産業の生産性向上を通じて衣料品の輸出増大・輸入抑制を図るため、金融面を中心とする同産業の構造問題に関する実情調査をJ.P. Koppel氏(Courtaulds社前副会長)に対し委嘱した旨発表した。

英蘭銀行が個別産業の実情調査を行うのは極めて異例のことであるが、同行は本調査に関し、「英蘭銀行としては近年、産業資金の供給について特に大きな関心を有している(注)が、今回の調査もこうした関心の現れである」と述べ、また衣料品産業を調査対象とした点については、「英國の衣料品産業には中小企業が多く、資金調達面で問題が生じている可能性があるほか、近年、同産業は外国製品の進出と輸出の不振から深刻な影響を受けているため」と説明している。

(注) 同行は昨75年4月、従来の總裁顧問(3名)に加え新たに企業金融担当の顧問としてSir Henry Bensonを任命した(50年5月号「要録」参照)ほか、76年4月創設の株式投資機関(Equity Capital for Industry)の設立(6月号「要録」参照)にも協力している。

◇西ドイツ、雇用促進措置を決定

西ドイツ政府は、11月10日、失業者数が依然100万人の大台に乗せているなど、雇用情勢の改善がはかばかしくないため、以下のような総額16億マルク強の財政支出による雇用促進措置を決定、発表した。同措置による雇用増加は20万人程度と見込まれている。

(1) 労働力の流動化促進措置(支出額、4.3億マルク)

- イ. 失業後6か月を経過したものが、(イ)～(ア)の条件で就職した場合には、政府はこれに対し月額500マルク(失業期間が6か月を超える場合は1か月超えるごとに150マルクずつ増額し、最高月額1,400マルク)を支給する。
- ア) 現在の居住地から日々の通勤が困難な遠距離の職場に就職した場合。
- イ) 失業前の給与水準を15%以上下回る給与で就職した場合。
- ア) 失業前とは違った職種の職場に失業前の給与水準以下で就職した場合。
- ロ. 失業後6か月を経たものが就職のため転居する場合には、政府はこれに対し移転費用全額のほか、移転雑費として独身者については4,000マルク、既婚者については6,000マルク(さらに扶養義務のある者が1人増えるごとに800マルクずつ増額)をそれぞれ支給する。

(2) 老年、婦人、若年失業者に対する雇用促進措置(同、11億マルク)

「雇用促進法」に基づき支給される青少年、高齢者のための職業訓練費用を増額するほか、求職活動をする者に対する旅費等の補助金ならびに高齢者、婦人等再就職が困難と思われる者を雇用する事業主に対する賃金補助金等を増額支給する。

(3) 重度身体障害者救済措置(同、1億マルク)

重度身体障害者を雇用、または職業訓練の場を提供する事業主に対して、その身障者の作業能力、年齢、失業期間に応じて8,000マルクから最高18,000マルクを支給する。

◇西ドイツ、7.25%もの連邦債を発行

西ドイツの国債引受けシングルート団小委員会は11月22日、本年第6回目の連邦債の発行要領を以下のとおり決定した。今次連邦債は、このところの債券相場の堅調を映して、前回の8%もの連邦債(9月下旬発行、10月号「要録」参照)と比べて期間が延長された(9→10年)うえ応募者利回りもかなり引下げられた(今回7.32%、前回8.0%)にもかかわらず消化状況は比較的順調と伝えられる。

発行額 10億マルク

表面金利 7.25%

期間 10年

発行価格(対額面金額比) 99.5%

応募者利回り 7.32%

売出し期間 11月25、26、29日(ただし上記発行額中2億マルクについてはブンデスバンクが市場価格操作のため留保する)

◇西ドイツ経済専門委員会、年次経済報告を発表

1. 西ドイツ政府の諮問機関である経済専門委員会(通常5賢人会)は11月24日、恒例の年次経済報告を発表した。

本報告の概要は次のとおり。

(1) 景気の現状と見通し

イ. 西ドイツの景気は、夏場に一時上昇テンポが鈍化したが、その後再び回復テンポをやや速めており、この結果本年の実質成長率は5.5%程度に達する見込み。

ロ. 明77年の景気動向についてみると、個人消費が堅調とみられるほかは各需要項目とも大きな伸びは期待できず、特に慎重な企業家マインドを映して、引き続き民間設備投資の盛上りに欠けるものとみられるため、実質成長率は4.5%と76年を下回る伸びにとどまる見込み。このため雇用面についても目立った改善は見込めず失業者数は明77年平均で90万人程度と、本年平均(106万人)比小幅減少にとどまるものと予想される。この間、物価は、最近の中央銀行通貨の増勢などからみて先行き楽観を許さない情勢にあるものの、おむね落ち着いた推移をたどり、年平均上昇率も3.5%程度におさまる見通し。

ハ. この間世界景気は、インフレや高水準の失業等多くの不安定要因を抱えながらも回復傾向を続いているが、明年の実質成長率は日本が7%と本年(5.9%)を上回るのに対し、米国E.Cではそれぞれ5%(本年6.3%)、3.5%(同4.7%)と本年を下回る見通し。

(2) 政策提言等

イ. 当面の景気を刺激するだけではなく、中・長期的観点からも安定成長を促進し雇用を確保するためには、企業投資の振興(減価償却促進、新規参入企業への低利融資、企業研究開発投資助成)に重点をおいた景気刺激措置(総額30億マルク)をとることが必要である。このような措置を実施するならば、これが設備投資にかなりの好影響を与えることとなるも

のとみられ(同措置実施により明77年の固定資本形成の前年比増加率は7%に達すると予測<これを実施しない場合には5%>)その結果明77年の実質成長率を5~5.5%に押上げると同時に失業者数も80万人程度に減少させることができになるものと思われる。もっとも企業投資を振興させるためには適正な企業収益を確保することが前提条件であり、このためには明年的賃上げ率を本年並みの6%程度にとどめることが必要である。

ロ. 財政政策面については、今後の安定成長を持続するため、税制面の改善と歳出の整理・合理化(Konsolidierung)を図ることが必要である。このため歳入面では、明年7月初より付加価値税率を1%ポイント引上げる(11→12%)、これによる歳入増は公共部門全体で55~60億マルクとともに、低・中所得者に対する所得減税を実施すべきである。一方、歳出面では、明年的歳出全体の伸びを5%程度(付加価値税率引上げ後の場合、同引上げを行わない場合には2.5%)にとどめると同時に極力消費的支出を抑制し民間投資促進的支出に重点をおくことが望ましい。

ハ. 本年の中央銀行通貨増加率はブンデスバンクの当初目標(年平均8%)を上回る可能性が強くなってきたが、これは物価安定上極めて危険(bedenklich)なことである。このためブンデスバンクは今後なお一層物価安定に配慮して金融政策を運営すべきであり、このため明年の中央銀行通貨増加率は年平均6.5%(付加価値税率引上げ前の場合、同引上げ後では7%)程度とすべきであろう。

2. 上記報告に対する反響をみると、官民とも総じてこ

西ドイツ経済専門委員会の77年景気見通し

(実質ベース、前年比増加率・%)

	ケース I	ケース II
G N P	4.5	5~5.5
個 人 消 費	5.0	4.5
固 定 資 本 形 成	5.0	7.0
輸 出	9.0	8.5
輸 入	9.0	9.5
C P I	3.5 (4.0)	4.0 (4~4.5)
企 業 ・ 財 産 所 得 (名目)	10.0	11.0
非 自 動 労 働 所 得 (〃)	9.0	9.0

(注1) ケースIは景気刺激措置を実施しない場合、ケースIIはこれを実施する場合。

(注2) CP Iのカッコ内は付加価値税率引上げの場合。

れを肯定的に受け止めている。すなわち政府が「同報告は経済政策を遂行する上で有益な支援材料である」(フリーデリクス経済相)としているほか、ブンデスバンクも「同報告の見解には総じて賛成」(エミンガー副総裁)としている。一方、産業界、金融界でもそれぞれ「設備投資振興を勧告の中心にすえたのは好感できる」(産業連盟)、「賃上げ抑制を成長政策の前提条件としたことは高く評価できる」(使用者連盟)あるいは「75年不況時の傷かいまだ完全にはいやされていない現在、同報告は時宜を得たもの」(銀行協会)等の談話を発表している。

◇フランス、石油消費節約措置を決定

1. フランス政府は11月24日、最近急増している石油輸入の抑制をねらいとした概要以下のようないくつかの石油消費節約措置を閣議決定した。

- (1) 室内暖房温度の上限を摂氏20度とする。
- (2) スピード違反ドライバーの取締りを強化する。
- (3) 商店等のショーウィンドーの照明時間およびネオンサインの使用時間を短縮する。
- (4) 次のような機能を有するエネルギー節約対策閣僚委員会(comité interministériel pour les économies d'énergie、委員長は首相)を創設する
 - イ. エネルギー節約対策の策定。
 - ロ. 上記イ、による節約策の実施状況の監督。
 - ハ. 實施されているエネルギー節約策の効果を定期的に公表。

2. 政府は閣議後発表されたコミュニケにおいて、「今次措置は、最近、エネルギー消費の増加傾向を映して石油輸入量が急増していることからみて、政府目標(77年中のネット石油輸入額を550億フラン以下に抑制)を達成するためには、これまで「インフレ克服計画」等に盛り込まれた措置(ガソリン値上げ<約15%>、家庭用燃料の割当制復活など)だけでは不十分と判断されるに至ったために決定されたものである」旨説明している。

◇フランス、最低賃金を改訂

フランス政府は、現行時間当たり最低賃金(salaire minimum de croissance、略称 S.M.I.C.、本年10月1日以降8.76フラン、10月号「要録」参照)を2.0%引上げて8.94フランとし、12月1日から実施する旨決定した。今次改訂は本年初来5回目のものであり、この結果、最低賃金は年初来13.3%上昇した。

最低賃金の改訂は、最低賃金法(1970年1月2日発効)の規定に基づき、(1)消費者物価上昇率が前回最低賃金改訂時以来2%以上上昇した場合これにスライドして自動

的に引上げられるほか、(2)毎年7月1日に国民所得の状態を考慮して実施されることとなっており、今回の改訂は(1)に基づいて行われたものである(今回改訂の基準となった10月の消費者物価指数は171.8と前回改訂時に判明していた8月の消費者物価指数<168.4>比+2.0%の上昇)。

◇イタリア、若年労働者雇用促進措置を決定

1. イタリア政府は10月29日、最近若年労働者の失業が急増を見ていることから、若年労働者の雇用促進措置を盛り込んだ法案を閣議決定した。

その概要は以下のとおり。

(1) 民間企業に対する雇用促進策……企業が従業員30人につき2人(南部地域の企業の場合、従業員20人につき3人)の若年労働者(15歳から28歳まで)を新規に雇用した場合、その企業に対して以下のような助成金を給付する。

イ. 技能資格(注)を有する若年労働者を雇用する場合……当該若年労働者を新規に1人雇用することに①32千リラ(南部地域の企業の場合には64千リラ)を一律給付するか、または②当該若年労働者を1年半の間(南部地域企業の場合2年間)継続して雇用する場合には、労働時間1時間当たり200リラ(同400リラ)の割合で助成金を雇用期間を通じて一律給付する。

ロ. 技能資格を有さない若年労働者を雇用する場合……南部地域の企業が当該若年労働者1人を1年間継続して雇用する場合には、その企業に対し労働時間1時間当たり400リラの割合で助成金を雇用期間を通じて一律給付する(南部地域以外の企業の場合には助成金はゼロ)。なお雇用後1年を経過した段階でその若年労働者が技能資格を取得したため企業がその雇用期間を延長した場合には、上記と同額の助成金をさらに1年間給付する(南部地域以外の企業の場合には、時間当たり200リラの助成金を半年間支給する)。

(注) イタリアにおいては、技能資格がなければ正規の雇用は難しく、「最近若年労働者の失業が顕著にみられるのも、これが主因」(アンセルミ労相)とみられている。

(2) 職業訓練教育の奨励……15歳から22歳(大学卒の場合26歳)までの技能資格を有さない若年労働者を対象として、1年間職業訓練教育を行い、その結果に応じて技能資格を与える。

(3) 公共機関における雇用促進策……18歳から25歳(大学卒の場合28歳)までの若年労働者12万人を、主に文化活動、森林警備、観光等の公共サービス部門において雇用する。

2. なおアンセルミ労相は、「今次措置の所要経費は4,000億リラ、新規に雇用される若年労働者の数は民間部門で30万人、公共部門で12万人に達するものと見込まれる」とコメントしている。

◇イタリア、緊縮財政措置を強化

イタリア政府は11月10日、10月初来とられてきた一連の緊縮財政措置(11月号「要録」参照)を強化するため以下の如きな国庫歳入増加措置を探る旨の方針を明らかにした(11月19日関連法案を閣議決定)ほか、労使双方に対して労働コストの高騰をもたらしている賃金・物価スライド制の修正を要請した。

(1) 国庫歳入増加措置

イ. 所得税の一部納期繰上げ……従来当該年の所得に対する所得税は翌年の納期に払込むこととなっていたが、自由業等に対する所得税については明77年以来その一部(前年度分として支払った所得税の75%相当額)の納期を当該年の9月に繰上げる。なお納期繰上げに応じなかった者に対しては、未払い分につき年利27%の延滞税が課される。

ロ. 印紙税等の引上げ……印紙税、登記登録税(ただし不動産移転に関する登記税は除く)、商標登録税の引上げ

なお今次措置は10月初来の一連の緊縮措置と同趣旨のものであり、「民間部門から国庫へ多額の資金を吸収することを意図したもの」(アンドレオッティ首相)とされている。

(2) 労使双方に対する賃金・物価スライド制の修正要請……経営者団体連盟(Confindustria)と三大労組に対し、コスト・インフレの元兇とも云える賃金の物価スライド制(scalation mobile)を修正し新らたな労働協約を1か月以内に結ぶよう要請。

なおアンドレオッティ首相は、上記要請に関連して「労働協約の修正内容いかんによっては、企業収益の圧迫要因となっている社会保険料の企業負担比率を軽減することとするが、その財源は付加価値税の引上げによることとなる」と述べている。

◇スイス中央銀行、輸出産業向け低利融資制度の期限を延長

スイス中央銀行は10月21日、10月末に期限切れとなる輸出産業向け低利融資に関する市中銀行との間の協定(注)を、明1977年4月末まで6か月間期限延長する旨発表した。

(注) 同協定は昨年5月に当初6か月の期限(10月末まで)で発足し、

その後2回にわたって6か月ずつ期限延長されていた。

本制度は、スイス中央銀行が不振の輸出産業(特に時計、織維等)を金融面から支援するため、輸出産業振出しの手形(期間3か月)を、公定歩合を少なくとも1%下回る金利で再割引するもの。ただし再割引を受ける市中銀行は、輸出業者に対し低利率(輸出手形については当該再割引歩合の2.5%高以下、商業手形については同2%高以下)で融資を行うことが条件。

◇スイス中央銀行、77年のマネーサプライ目標増加率を発表

スイス中央銀行は11月26日、政府との合意のもとに、明77年のマネーサプライ(M₁)の目標増加率を年平均5%と設定した旨発表した。

これに関する同行のコメントは次のとおり。

- (1) 本目標増加率を設定するに際しては、景気回復を促進すると同時に物価の安定を維持し、スイス・フラン相場に攪乱的影響を与えないということを考慮した。すなわちこれは低い金利水準のもとでインフレ圧力を回避しつつスイス経済を維持運営していくのに必要かつ十分なマネーサプライの増加率なのである。
- (2) 本年の実績は目標値(年平均6%)を若干上回る可能性が強いが、75年および76年の2年間をならしてみれば、年平均6%程度の増加率に収まろう。
- (3) スイス中央銀行は、経済情勢が大きく変化した場合には、同目標値を変更する権限を留保している。

◇スイス、高額イタリア銀行券の交換を再開

スイス銀行協会は11月29日、高額イタリア銀行券(5万リラ、10万リラ券)の交換停止を内容とする、スイス中央銀行と市中銀行との間の紳士協定(注)を、スイス中央銀行との合意の上、予定より1か月早く12月1日以降廃止する旨発表した。

(注) 本紳士協定は、スイス政府の外国銀行券国内持込み制限措置(5月号「要録」参照)の補完を目的として本年5月1日から12月末までの期限で締結されていた。

本措置の背景等に関し、スイス金融界では、「イタリア当局の為替管理の強化等を映じて、このところ同国からの資本流出が減少傾向にあり、イタリア・リラ相場が安定的に推移していることからみて、同協定を廃止してもイタリア銀行券の流入が急増することはない」とみられるため」と受け止めている。

なおスイス大蔵省筋によれば、「政府の外国銀行券国内持込み制限措置自体については当面撤廃の予定はない」とされている。

◇オランダ銀行、公定歩合を引下げ

オランダ銀行は11月26日、基準割引歩合を1%引下げ

て6%(同時に約束手形割引歩合および担保貸付歩合も各1%引下げて7%)とし、29日から実施する旨発表した。公定歩合の変更は8月20日の引上げ以来約3か月ぶりであり、引下げは2月2日以来約10か月ぶりである。

本措置に関し同行は、「最近の国内市場金利が低下傾向にある(注1)ほか、10月18日のEC共同フロート加盟通貨の基準相場調整のあとオランダ・ギルダー相場が堅調裡に推移していること(注2)にかんがみ決定したもの」と説明している。

(注1) コール・レート(翌日もの)の推移

11月1日 10.5%→15日 9.0%→22日 5.5%。

(注2) オランダ・ギルダー相場(1ドル当たりオランダ・ギルダー)の推移

10月15日 2.5600→11月1日 2.51825→15日 2.5305→25日 2.5075。

◇ベルギー中央銀行、金融の一部緩和措置を決定

1. ベルギー中央銀行は11月17日、10月下旬から11月初にかけての一連の金融緩和措置(11月号「要録」参照)に続き、以下のような金利引下げ措置を決定、18日より実施した。

- (1) 債券担保貸付歩合(公定歩合の一環としての貸付歩合)

貸付限度わく内の貸付適用金利……12→11%

〔なお、貸付限度わく外高率適用金利は据置き(12%)〕

- (2) 割引歩合

再割引限度わくのうちBわく(注)適用金利……11→10.5%

〔なお、再割引限度わくのうちAわく適用金利(公定歩合の一環である最低割引歩合)は据置(9%)〕

(注) Aわく、Bわくについては3月号、4月号、8月号「要録」参照。

2. 今次金利引下げ措置につきド・ストリッカー総裁は、「このところ外為替市場においてベルギー・フラン相場が安定しているほか国内金利も低下傾向をみせておりたためとられたものである」旨コメントしている。

◇スウェーデン、商業銀行に対し貸出規制を再導入

1. スウェーデン中央銀行は10月22日、商業銀行に対し貸出規制を再導入(注)する旨決定、発表した。本措置の概要は以下のとおり。

(注) 商業銀行に対する貸出規制は74年4月に導入され、約1年4か月にわたって実施されたが75年8月には撤廃されている(50年9月号「要録」参照)。

- (1) 規制対象……商業銀行が行うすべての貸出(融資保証を含む)。ただし住宅建設向け融資および海外から

の調達原資により実行した貸付は規制対象から除外する。

(2) 規制方法……77年3月末残高を以下の増加率以内に抑制する。

大手2行^(注) 76年3月末残高の10%増以内

その他商業銀行 同 12%増以内

なお上記規制を上回る貸出を行った銀行に対しては追徴金を課す。ただしその貸出が所定の輸出金融、地域開発融資、政府保証の農工業向け貸付等の場合には、追徴金を免除する。

^(注) Skandinaviska Enskilda Banken
Svenska Handelsbanken

2. 今次措置の背景につきスウェーデン中央銀行は、「本年3月来、消費者信用および短資流出の増加を背景に商業銀行貸出が急増していることに対処するため、月初の公定歩合引上げ^(注)と歩調を合わせてとられたもの」と説明している。

^(注) 10月号「要録」参照。

◇スウェーデン、流動性比率規制を一部緩和

スウェーデン中央銀行は11月5日、商業銀行に対する流動性比率を次のとおり平均1.5%引下げる旨決定、実施した(カッコ内は旧比率、流動性比率の算出方法については、7月号「要録」参照)。

商業銀行

うち Post-och Kreditbanken(資金量最大)	30%(据置)
Skandinaviska Enskilda Banken および Svenska Handelsbanken(同2、3位)	27%(30%)
中位各行	24%(26%)
その他	23%(24%)

貯蓄銀行・農業金融機関

うち 大手行	24%(据置)
中小行	23%()

◇スウェーデン新・中央銀行総裁の就任

スウェーデン中央銀行理事会(Riksbanksfullmäktige)^(注1)は11月11日、このほど退任することとなったクリスマー・ヴィックマン総裁の後任としてカールヘンリック・ノルドランダー元ポスト・オック・クレディット銀行^(注2)頭取を新総裁に決定した(新総裁の就任日は11月12日)。

ノルドランダー新総裁は1909年生まれ(67歳)、無任所国務相(1959~60年)、スヴァリエス・クレディット銀行

頭取(1961~74年)、ポスト・オック・クレディット銀行頭取(1974年)等を歴任している。

^(注1) スウェーデン中央銀行における最高の意思決定機関で、7名の理事により構成される。理事のうち1名は、「議長」として政府により任命されるが、他の6名は同数の理事代理とともに議会により選任される(任期はいずれも3年)。理事会は總裁を互選するが、議会選任の理事(6名)の中から選ばれることとなっている。

^(注2) ほぼ全額政府出資(出資比率は99%)の商業銀行で、資金量は商業銀行中第1位。

◇ノルウェー、貯蓄銀行に対する第一線準備率を引上げ

ノルウェー政府は10月28日、貯蓄銀行に課せられている第一線準備率(従来2.5%)を1%引上げ3.5%とし、11月15日から実施する旨決定、発表した。

本措置につき同政府は、「8月から9月にかけて、貯蓄銀行の貸出額は急増をみており、このままでは政府目標以下に貸出を抑制することが困難なためとられたものである」旨コメントしている。

◇フィンランド、商業銀行に対する信用割当てわくを削減

1. フィンランド銀行は10月18日、商業銀行に対する信用割当てわくを23億マルカから2億マルカ削減して21億マルカとし、明77年1月1日から実施する旨決定、発表した。今次措置は7月のわく削減^(注25)→23億マルカ)に続く本年2回目のものである。

^(注) 50年11月号「要録」参照。

2. 本措置の趣旨につきコイヴィスト同行総裁は、「年初来フィンランドでは徐々ながらもインフレが鈍化し経常収支の赤字が縮小する方向にあったが、最近に至り再び両者に悪化の兆しがうかがわれるためこれに対処すべく採られたものである」と述べている。

アジアおよび大洋州諸国

◇アジア開発銀行、第2次増資を決定

アジア開発銀行は10月29日、同行の授權資本金を3,707百万ドルから8,711百万ドルへ135%増額し、また応募資本金についても同率増額する旨決定した。

同行では、今回の措置は77年以降も貸出業務を適正水準で継続するために必要なものと説明している。これにより、応募資本に關し各加盟国は、増資割当額の10%を78年から81年までの4年間に4回均等分割で払込むこととなっており、残り90%については払込みを要しない(同行の債務返済が不能になった場合、同行が加盟国に對し払込み請求を行う)。

なお、増資の発効日は、77年9月末または77年末までを限度に理事会が決定した日以前で、加盟国の払込み額合計が24億ドルに達した日とされている(第1次増資<150%増額>は71年11月に決議が行われ、72年11月に発効をみている)。

◇アジア開発銀行、貸出金利を引下げ

アジア開発銀行は11月11日、通常資金による貸出金利を年9.1%から8.9%に引下げ、また0.6%高が適用されているシンガポール、香港についても同様9.7%から9.5%に引下げ、10月1日以降の融資承認分から適用する旨発表した。

今回の措置について同行では、世界銀行の貸出金利引下げ(10~12月の融資承認分を年8.9%から8.7%に引下げ)に追随したもので、最近の資金調達コストの低下を映したものと説明している。

なお、アジア開発基金の貸出手数料(年率1%)は従来どおり。

◇インドネシア、外資の地場資本への転換に関するガイドラインを策定

インドネシア投資調整委員会(Capital Investment Coordination Board)は、8月10日、外資の地場資本への転換に関するガイドラインおよび手続き規定(Guide Line and Procedure for Status Conversion from Foreign to Domestic Capital Investment)を策定、即日実施した。その概要は次のとおり。

1. ガイドラインの骨子

(1) 対象となるケース

外資系企業において外資が操業ライセンス期間(35年)終了前に保有株式を譲渡するか、あるいは操業ライセンス期間が完了し、当該企業が「内国投資法」(1968年制定)に基づく地場企業に転換する場合。

(2) 外資が所有する株式の譲渡先

外資が所有する株式の譲渡先については、インドネシア国籍の企業および個人に限られる。

(3) 租税および関税の減免措置

操業ライセンス期間終了前に外資が撤収した場合には、租税および関税の減免措置は引き続き認められる。

(4) 外貨送金に関する保証

当該企業がインドネシア政府の許可を得て結んでいた外国ローン協定、マネジメント契約等は依然として有効であり、外国送金(外国ローンの返済、外国人従業員にかかる費用等)は引き続き保証される。

2. 背景

同国では、74年1月、民族資本の育成等をねらいとした外資導入に関する新ガイドラインを策定した(49年3月号「要録」参照)が、外資系企業から地場企業に転換後の取扱いや手続きなどに關し明確なガイドラインが設けられていなかったため、税制面の優遇措置等の問題でトラブルが発生していたことなどから今次措置が実施されたものとみられている。

◇インドネシア、木材伐採税の引上げを実施

インドネシア政府は、10月8日以降、木材伐採税の引上げを実施した。本措置の内容および背景等は次のとおり。

(1) 措置の内容

木材伐採税を平均して約3倍に引上げる。

〔代表例〕カリマンタンのラワン樹種

1 m³ 当り 670ルピア → 2,000ルピア

(2) 背景等

同国では、プルタミナの経営悪化を主因に財政難に当面していることから、本年8月には石油収入の取り分増大を内容とする生産分与(P S)契約の改訂を実施する(9月号「要録」参照)など税収増加策に注力してきたが、今回の措置もその一環として実施されたもの。なお、これに伴う木材開発コストの増加分は当面現地業者が負担するものとみられているが、先行きわが国への輸出価格に転嫁される可能性が強いためその影響が懸念されている。

インドネシアの木材輸出動向(数量ベース)

	総量	うち日本向け(ウェイト)	
	千m ³	千m ³	%
74年	18,448	12,176	(66.0)
75年	13,921	7,573	(54.4)

◇バングラデシュ、タカの対英ポンド・レートを切上げ

バングラデシュ政府は11月3日、同国通貨タカの対英ポンド中心レートをこれまでの1英ポンド当たり26.70タカから25.45タカへ切上げた(切上げ率は4.9%<IMF方式、以下同様>)。

今回の措置は、前回の切上げ(本年6月5日5.2%)以降の英ポンド相場の下落(切上げ後11月2日までの対米ドル・レート下落率は9.5%)に対応してとられたもの。同国は本年4月に、ポンド相場の変動に従ってタカの対英ポンド・レートを定期的に調整する旨明らかにしたが、今次切上げは3回目の措置(通算切上げ率17.9%)。

◇インド、ジュート産業等の設備近代化を目的としたソフト・ローン計画を決定

インド政府は11月2日、ジュート、繊維、機械、セメント、砂糖の5業種に対し、老朽設備の近代化促進を目的としたソフト・ローン計画を決定した。その主な内容は次のとおり。

- (1) 融資はインド工業開発銀行を通じて行い、融資額は年間20億ルピー(約2億ドル)。
- (2) 金利は年利7.5%、返済期間は12~15年(据置き期間3年を含む)。

今回の措置は、これら5業種がいずれも、①設備老朽化のため近代化を必要とする状況にあること、②輸出潜在力を有し、雇用機会の拡大に寄与する産業であること、からとられたもの。なお、設備の一部は海外からの輸入を予定しているが、これには最近やや余裕の生じている保有外貨(本年7月末の外貨準備、約27億ドル<前年同月末比約2.2倍>)が充当されるものとみられている。

◇イスラエル、為替レート切下げを実施

イスラエル政府は、10月30日、同国の為替レートを1米ドル当り8.40イスラエル・ポンドから8.62イスラエル・ポンドに切下げ(切下げ率はIMF方式で2.6%)旨決定、翌日から実施した。

同国では、外国為替市場での投機を回避しつつ貿易収支の改善を図る見地から、1974年11月以降本年9月までに13回にわたり小刻み切下げを実施してきた(通算切下げ率50%)が、依然輸出の大宗をしめるダイヤ加工品や果実類等が不振を続けており、期待したような効果があがらないため今回さらに切下げを行ったものとみられる。

◇豪州、インフレ抑制策を発表

豪州政府および準備銀行は11月7日、商業銀行の支払準備率の引上げ等一連のインフレ抑制策を発表した。その概要は次のとおり。

- (1) 商業銀行の支払準備率の引上げ(11月16日実施)
5.0→6.0%
- (2) 同準備預金に対する金利引上げ(11月10日実施)
0.75→2.5%
- (3) 政府証券の金利引上げ(11月8日実施)
3か月もの 7.977→8.478%
6か月〃 8.226→8.727%

リンチ蔵相によれば、これら一連の措置は同国のマネーサプライ(M_1 ^注)を適正範囲(年率10~12%)内に誘導

することをねらいとしたもの。

(注) 前年同月比、6月+13.8%、9月+12.9%。

◇豪州、為替レートの大幅切下げを実施

豪州政府は、11月29日、国際収支対策および景気回復策として為替レートの大幅切下げを実施した。その概要は次のとおり。

- (1) 為替レートを1豪ドル=1.2329米ドルから1.0174米ドルに切下げる(切下げ率はIMF方式で17.5%)。
- (2) 為替レートの決定については、従来のバスケット方針^注を改め、これに通貨当局の裁量の余地を加えた管理フロート(flexibly administered float)方式を採用。

(注) 同園の貿易ウェイトに基づく主要国通貨価値の加重平均により為替相場を算出する方式。

また、今次切下げに伴う措置として、政府は、①政府証券金利の0.503%の再引上げ(3か月もの8.478→8.981%、6か月もの8.727→9.230%)を同日実施したほか、②貸出抑制(商業銀行等からのヒアリング実施)、③連邦政府予算支出の見直し、④貸上げ抑制(賃金インデクションの適用を部分的にとどめる)等一連のインフレ抑制策を発表した。なお、背景等については「国別動向」(大洋州)参照。

◇ニュージーランド、為替レートを豪ドルに追随して切下げ

ニュージーランド政府は、11月29日、豪ドルの切下げに追随し、ニュージーランド・ドルを、豪ドルを除く主要通貨に対し約7%切下げる(IMF方式、以下同様)旨発表した(翌30日から実施)。切下げ後の為替レートは以下のとおり(1ニュージーランド・ドル当り)。

	切下げ後 (11月30日)	切下げ前 (11月26日)	切下げ率
米ドル	0.9063	0.9738	7.0%
英ポンド	0.5482	0.59005	7.1%
日本円	267.3	286.8	6.8%
〔豪ドル	0.8908	0.7885	13.0%の切上げ〕

今回の切下げ幅が豪ドルに比べ小幅にとどまったのはすでに同国では昨年8月に15%の大幅切下げを実施(豪州は追随せず)していることに加え、依然2けた台の物価騰勢(本年9月のCPI、前年同月比+17.2%)が続いている国内インフレ面への悪影響を極力回避するためとみられている。

◇パプア・ニューギニア、為替レートを豪ドルに追随して切下げ

パプア・ニューギニア政府は11月29日、豪ドルの大幅切下げに追随し、同国通貨キナを米ドルに対し7.2%（IMF方式以下同じ）切下げる旨発表し、同日から実施した。

今回の措置は、豪州と輸出が競合する銅など主要一次産品の競争力面への配慮から、その調整を図ったものとみられる。

なお、豪州から食糧・消費物資の大宗を輸入している同国では、本年7月に輸入インフレ抑制を図る見地から豪ドルに対し5%の切上げを行った（9月号「要録」参照）が、今回の切下げ幅を豪ドル以下としたため、キナは豪ドルに対し12.4%切上がる形となり、さらに、輸入インフレ抑制効果が強まるものと期待されている。

共産圏諸国

◇ソ連ルーブルの公定為替相場の推移

ソ連国立銀行は12月1日、同月中適用される主要国通貨のルーブルに対する交換レートを発表した。これによれば、英ポンド、フランス・フランおよびイタリア・リラの対ルーブル・レートは、国際金融市場におけるこれら通貨の最近の低落傾向を映して既往最低の水準（フランス・フラン、イタリア・リラ）ないしその近傍（英ポンドの最低レートは11月の1ポンド=1.20ルーブル）に設定されたが、西ドイツ・マルクやスイス・フランの対ル

ソ連ルーブルの交換レート推移

ーブル・レートは最高水準に達した。なお米ドルおよび日本円のレートは前月比若干切下げられた。

◇ポーランド、カナダと穀物輸入協定を締結

ポーランド政府は11月中旬、カナダ政府との間で穀物輸入協定を締結した。これによりポーランドは77年以降3年間、カナダから毎年75～120万トンの穀物（小麦、からす麦、大麦）を輸入することとなった。同協定は本年で終了する現行協定（期間74～76年、年間輸入量70～100万トン）を更新したものであるが、輸入数量が拡大された背景としては、①ポーランドの穀物生産が3年連続の減産を余儀なくされ今後も生産急増は見込み難いこと、②ソ連からの供給に大きな期待が持てないこと、③カナダとしても余剰気味の穀物について安定的な輸出市場を確保する必要があることなどの事情が指摘されている。

◇中国、1976年秋季広州交易会を開催

1976年秋季広州交易会は、世界110か国から約25千人が参加して例年どおり10月15日から1か月間広州市で開催された。本次交易会について中国側は、輸出成約高が既往最高水準に、また輸入成約高も過去数回を上回る水準にそれぞれ達した旨発表している。もっとも、西側筋の情報によれば、中国製品の価格引上げ幅が大きく、数量ベースでは低調に推移した模様。

この間、わが国の成約総額は輸出入とも不振の前回並みないしこれを若干上回る程度にとどまったと推計されている（ちなみに日本国際貿易促進協会等によれば対中

輸出約100百万ドル、対中輸入約130百万ドル）。輸出入商品別にみると、日本側の輸入面では食料品が水産物の需要増から成約増となったものの、大豆が玉不足、紡織品が価格上昇からそれぞれ不振となり、一方輸出面については、トランク、化学品（合成樹脂を除く）が伸びた反面、合纖原料、合成樹脂が欧米との競合激化に伴い成約皆無となった模様。

	1972年 平均	1973年 同	1974年 同	1975年 同	1976年 同	(単位・ルーブル)	
						1976年 12月 中騰 落(△)率	%
日本円(1,000円当り)	2.72	2.74	2.62	2.45	2.55	2.53	0.8
米ドル(100ドル〃)	82.34	74.50	75.67	72.19	75.40	74.80	△1.3
西独マルク(100マルク〃)	25.85	27.84	29.09	29.42	29.78	31.10	8.6
スイス・フラン(100フラン〃)	21.86	23.58	25.35	28.11	30.04	30.68	8.0
英ポンド(1ポンド〃)	2.07	1.78	1.74	1.60	1.37	1.23	△21.2
フランス・フラン(100フラン〃)	16.36	16.76	15.78	16.81	15.89	15.00	△11.8
イタリア・リラ(1,000リラ〃)	1.42	1.28	1.18	1.12	0.92	0.86	△22.5

資料：イズベスチヤ誌。